第三十条の二を第七十七条とする。

第三十条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に、「法第二十六条第一項」を「法第四十三条の三の八第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号ロ中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十六条とする。

第二十九条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の三十二第二項」を「従業者に」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「廃止措置対象施設に存在する」を「放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同条を第七十五条とする。

第二十八条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十四条とする。

第二十七条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第三号ロ中「さく」を「柵」に改め、同条を第七十三条とする。

第二十六条の四第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第七十二条とする。

第二十六条の三中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第二十六条の二の七第一号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同条を第七十条とする。

第二十六条の二の六を第六十九条とし、第二十六条の二の五を第六十八条とし、第二十六条の二の四を第六十七条とし、第二十六条の二の三を第六十六条とし、第二十六条の二の二を第六十五条とする。

第二十六条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「第二十七条から第三十四条まで」を「第七十三条から第八十五条まで」に改め、同条第二項中「第二十六条の四第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十六条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十五条第一項の表以外の部分中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同表第一号イ中「法第二十八条第一項」を「法第四十三条の三の十一第一項」に改め、同号ロ中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、同号ハ中「第二十九条」を「第七十五条」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ニ中「第三十条第一項第四号」を「第七十六条第一項第四号」に改め、同号ホ中「第三十条第一項第五号」を「第七十六条第一項第五号」に改め、同表第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号ヘ中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ロ中「原子炉へ」を「発電用原子炉へ」に改め、同号トの項の次に次のように加える。

チ　工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録	払出しの都度
(1)　外観	当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間
(2)　最高燃焼度	
(3)　取出しから容器への封入までの期間	
(4)　使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	

第二十五条第一項の表第三号の項の次に次のように加える。

三の二　工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	払出しの都度
イ　外観	当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間
ロ　漏えい率	
ハ　真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力	
ニ　容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観	
ホ　重量	

第二十五条第一項の表第四号イ中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号チ中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「廃棄の日時」を「廃棄又は投棄の日時」に、「投棄の都度」を「その廃棄又は投棄の都度」に改め、同表第八号中「第二十六条の二」を「第六十五条」に改め、同表第九号中「第二十六条の四第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同表第十号中「第三十五条」を「第八十六条」に改め、同表第十一号ロ及びハ中「第三十五条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に改め、同表第十一号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第七項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条を第六十二条とする。

第二十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「法第三十三条第一項」を「法第四十三条の三の二十第一項」に、「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第二十三条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「法第三十一条第一項」を「法第四十三条の三の十八第一項」に改め、「合併」の下に「又は分割」を加え、「の各号」を削り、「連署」の下に「（新設分割の場合にあっては、署名）」を加え、同項第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合」を「合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合」に改め、同項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項に次の二号を加える。